

# 契約方法等の改善に関する中間とりまとめ

平成 28 年 7 月 5 日  
契約方法等の改善に関する分科会

## 1. はじめに

- 平成 27 年 12 月 21 日に自由民主党行政改革推進本部行政事業レビューPT 報告書(以下「PT 報告書」という。)が提出された。

PT 報告書においては、平成 23 年度から 27 年度上期までのうち、関係法人(注)のみが応札している日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の契約 719 件を対象として分析し、問題点として以下の事項を指摘している。

(注) 次のいずれにも該当する法人をいう。

- ・原子力機構との取引高が総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている。
- ・原子力機構の役員経験者が再就職しているか又は課長担当職以上経験者が役員、顧問等に再就職している。

- ① 落札率が高いこと。
  - ② 特定少数の事業者以外の者が競争入札に参加していないこと。
- 原子力機構では、PT 報告書で指摘を受けた問題点の対応方を検討するため、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき設置される契約監視委員会の下に、新たに「契約方法等の改善に関する分科会」(以下「本分科会」という。)を設置した。
  - 本分科会は、これまで原子力機構が講じてきた各種対応策やPT報告書を踏まえた対応策の実効性を確認するとともに、PT 報告書で指摘された個別の契約事案について審査を行うなど精力的に議論を行い、今般、当面の改善策を取りまとめた。
  - あわせて、今春、公募を行ったものの関係法人である現行契約者のみの一者応募となった高速増殖原型炉もんじゅの警備契約について公募要領等を精査し、今後の改善策を取りまとめた。
  - 対応策の検討に当たり、本分科会では、PT 報告書の指摘の背景には、原子力機構の入札・契約、ひいては原子力機構の業務運営全般に対する国民の不信感があり、こうした不信感を生み出している根本的な要因を分析し、その解消を図ることなしには、問題の本質的解決には結び付かないと判断した。そして、その不信感には、「原子力機構は、OB の再就職先を確保するために、OB が天下っている関係法人に対して、必ずしも必要でない業務を、必要以上の価格で発注しているのではないか。その際、競争入札の形式をとっていても、実質的には他者の参入を排除する形になっているのではないか。」といったものが挙げられる。
  - さらに、「もんじゅ」の在り方に関する検討会(文部科学省、座長:有馬朗人)でも機構の運営の在り方が指摘されたが、契約の改善にあたっては機構全体の更なるガバナンスの見直しが必要である。

- こうした国民の不信感を払拭するためには、以下の改善策が必要であると判断した。
  - ① 関係法人との関係適正化
  - ② 競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証
  - ③ 契約チェック体制・コンプライアンス体制の強化
- まず、原子力機構と関係法人との関係への疑念が国民の不信感の根底にあることに鑑みれば、関係法人との競争性のない契約(一者入札等)におけるルールを厳格化し、原子力機構と関係法人との関係の適正化を図る必要がある。
- 次に、競争が形骸化しているのではないかとの不信を払しょくするため、競争性の更なる向上を図らなければならない。
- 他方、原子力機構の業務の中には、業務の専門性や僻地で行われる業務である等の理由で、現に業務を受注している者以外に、実質的な意味で競争相手となり得る者が現れることを期待することは難しいと考えられる業務があることも否定できない。そうした業務についても、業務自体を本当に行う必要があるのか、きちんと検証するとともに、コストの一層の精査を行う必要がある。
- さらに、契約手続のチェック体制をより実効性のあるものにするるとともに、原子力機構の業務運営全般に対して、コンプライアンス体制を一層強化する必要がある。
- 以上の前提に従い、以下「2.」のとおり、具体的な改善策を取りまとめた。これらのうち、直ちに対応可能なものは速やかに実施し、引き続き検討すべきものについても、タイムリミットを設け、できるだけ早期に結論を得て、実施する必要がある。(実施すべき時期については、「2.」に掲げた改善策ごとに明記した。)
- 本分科会では、今般の改善策の進捗状況を監視するとともに、引き続き契約方法等の更なる改善策を提言する。

なお、今後本提言の運用にあたって疑義が生ずる場合には、契約監視委員会において更なる検討を行う。

## **2. 契約方法等の改善策**

### **(1) 関係法人との関係適正化**

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、これまで再就職のあっせん規制を行うとともに、関係法人との契約の透明性を図るため、以下の取組を実施してきた。
  - ① 関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由を HP において公表する。
  - ② 複数の関係法人からの入札については、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。

③ 関係法人のみからの応札案件については、件数及び契約件名をHPにおいて公表する。

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 役職員が在職中に関係法人の役員等の地位に就くことを目的とした求職活動を行うことを原則禁止することとした。

(改善策)

- ・ 本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

(平成 29 年度末まで)

関係法人と、競争性のない契約（一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等）は行わない。

関係法人との契約は、

- ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合、
- ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合

に限るものとする。

原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする。

(平成 30 年度以降)

関係法人との契約（平成 30 年度以降にわたる複数年契約も含む。）は、上記①の場合に限るものとする。

なお、将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する。

## (2) 競争性の更なる向上とコスト・業務の再検証

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、競争性確保の観点から以下の取組を実施してきた。
  - ① 最低公告等期間の延長(10 日⇒14 日、総合評価落札方式及び企画競争では 20 日)
  - ② 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保
  - ③ 応札者に分かりやすい仕様書の作成
  - ④ 国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大
  - ⑤ 電子入札の活用、入札説明書や仕様書のホームページ掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信等
  - ⑥ 人件費・物件費のデータベース化を行い、予定価格算定に活用

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 原子力機構においては、PT 報告書の指摘を踏まえ、以下の改善方策を実施することとした。
  - ① 電子入札の全契約への拡大(業者事情による未実施分は除く。)
  - ② 業界団体等へ入札情報を提供し、当該団体の関係企業へ周知依頼
  - ③ 仕様書及び発注単位の総点検

- ④ 公告期間の延長(14 日⇒20 日)
- ⑤ 予定価格設定方法の見直し

(改善策)

・本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

- ① 過去の契約案件を分類整理し、分類ごとに応札者実績リストを作成するなど、参入可能な業者の情報収集に努める。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ② 入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画を調査し、業務内容や規模感が伝わる情報を早期に原子力機構ホームページに公表する。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ③ 契約ごとに設定している工事契約に関する地域要件について、設定の合理的理由が説明できるものを除き撤廃する。(平成 28 年 8 月中旬に措置)
- ④ 一者応札となった理由について、応札しなかった業者に対してアンケートを行い、必要に応じ業者からヒアリングを行うことにより、その原因を分析する。(ただちに調査開始)
- ⑤ 1 者が継続して受注している契約案件について、履行実績調査を実施することし、不要な作業を洗い出すとともに、コストをより正確に把握して、次回契約に反映させる。(平成 28 年度中に措置)
- ⑥ 取引企業の労務費単価調査を実施するなど、人件費・物件費データベースの更なる充実を図る。(ただちに措置)

### (3)契約チェック体制・コンプライアンス体制の強化

(PT 報告書以前の取組)

- ・ 原子力機構においては、これまで競争契約の推進及び適正な引合先の選定に資するため契約審査委員会を設置し、随意契約の適否、一般競争入札の全件について入札条件の妥当性を審査するとともに、一定額以上の契約案件については予定価格算定審査を実施してきた。
- ・ OB 等から不公正な取引行為を受けた場合やその他の不公正取引に関する報告・通報窓口を機構内部に設置してきた。

(PT 報告書の指摘を踏まえた取組)

- ・ 原子力機構においては、PT 報告書の指摘を踏まえ、予定価格設定方法の見直しを行うとともに、関係法人が応札見込みの案件については予定価格算定審査範囲を拡大することとした。

(改善策)

・本分科会では、上記の取組に加え、以下の改善策を提言する。

- ① 契約審査委員会及び契約審査部会に外部の人材を入れるなど契約審査を強化するとともに、契約監視委員会において、その契約審査状況の点検を行うこととする。(ただちに検討開始)
- ② (OB等に関する現行制度に加え)OB以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を新設する。(ただちに措置)
- ③ 外部からの働きかけ等があった場合や利害関係者等と接した場合のルールを定めることとし、接触の記録・報告・公表制度を導入する。(平成28年8月中に措置)
- ④ コンプライアンス違反、不正取引等の対応として機構外に通報窓口を設置する。(ただちに措置)

### 3. もんじゅ警備契約

- 本分科会では、高速増殖原型炉もんじゅの警備契約についても議論を行った。
- 本件は、高速増殖原型炉「もんじゅ」において、核物質防護規定に基づく出入管理・巡視等を行い、不法侵入、特定核燃料物質の盗取及び施設に対する妨害破壊行為等を防止する警備に係る業務に係るものであり、従来は特命随意契約により実施してきた。
- 平成28年度においては、3年間を契約期間として、核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性のある契約へ移行することとして、競争性を確保するべく全国警備業協会に協力を依頼するなどし公募手続を進めてきた。
- しかしながら、公募公告の結果、応募者が現行契約者の関係法人1者のみであったことから、本分科会において公募手続の適正性等について点検し、再公募の要否等について検討した。
- 本分科会の提言に基づき、価格的な面を含め、新規参入の意欲を阻害している要因を掘り起こすため、原子力機構は全国の警備会社54社に対して詳細なアンケート調査を実施した。その結果、原子力施設の核物質防護の特殊性を理由として公募に参加しない旨の回答が多く見られた一方、必要な技術者を準備するための十分な準備期間の必要性、引継期間の設定方法や受注者負担の在り方などについての意見も寄せられた。
- アンケート結果に鑑みると、競争性の更なる向上に向けて、新規参入の可能性を有する警備業者に対し、十分な準備期間を確保することや引継期間の設定方法や受注者負担の在り方等について更なる改善策を検討すべきと判断される。よって、現在進行中の公募手続は取り消し、平成29年度契約に向けて再公募することとして準備を進めることが適当である。
- その際、原子力施設の警備という対テロや機微情報拡散防止などの核セキュリティ上、国家の安全保障に直結する重要な契約である点についても十分留意することが必要である。

以上